

制定 平成 14 年 10 月 15 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

## はじめに

気候変動や環境汚染、資源の枯渇、廃棄物処理等、今日の私たちが直面している環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動に起因している。こうした問題に対応していくには、限りある資源やエネルギー消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させ、持続的発展が可能な資源循環型社会を実現させることが必要である。

市民、事業者及び行政は、それぞれの立場において、環境負荷の少ない原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）を優先して調達すること（以下「グリーン購入」という。）に努めることが重要である。

浦安市（以下「市」という。）では、グリーン購入を推進し、資源循環型社会の実現に資するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第 10 条に基づき、「浦安市役所グリーン購入推進基本方針」を定める。

## 1 目的

本方針は、市が市民及び事業者に率先して環境物品等を優先的に購入することにより、市の事業活動に伴って発生する環境負荷の低減を図るとともに、環境配慮型物品の市場の拡大やこれに伴う各種コストの低下を促し、市民及び事業者がグリーン購入に取り組むための基盤を整備し、市民及び事業者のグリーン購入に対する意識高揚にも寄与するものである。

## 2 グリーン購入対象品目及び判断基準

グリーン購入の対象品目及び判断基準については、別紙 1 のとおり、環境省が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において定められた特定調達品目を主とし、必要に応じて見直しを行う。対象品目を購入する際は別紙 1 の判断基準に基づき選定するよう努めるものとする。

対象品目ではない物品等を購入する場合においても、環境ラベル等を参考に、なるべく環境負荷の少ない物品等の購入に努めるものとする。

## 3 集計および公表

毎会計年度又は毎事業年度の終了後、環境物品等の調達実績を取りまとめ、庁内職員に対し前年度の調達状況を報告し、市ホームページ等で公表する。

なお、調達実績の集計対象品目および対象部署については別紙 2 のとおりとする。

集計及び公表は、環境保全課が行う。

## 附則

この基本調達方針は、平成 14 年 10 月 15 日から施行する。

## 附則

この基本調達方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 附則

この基本調達方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

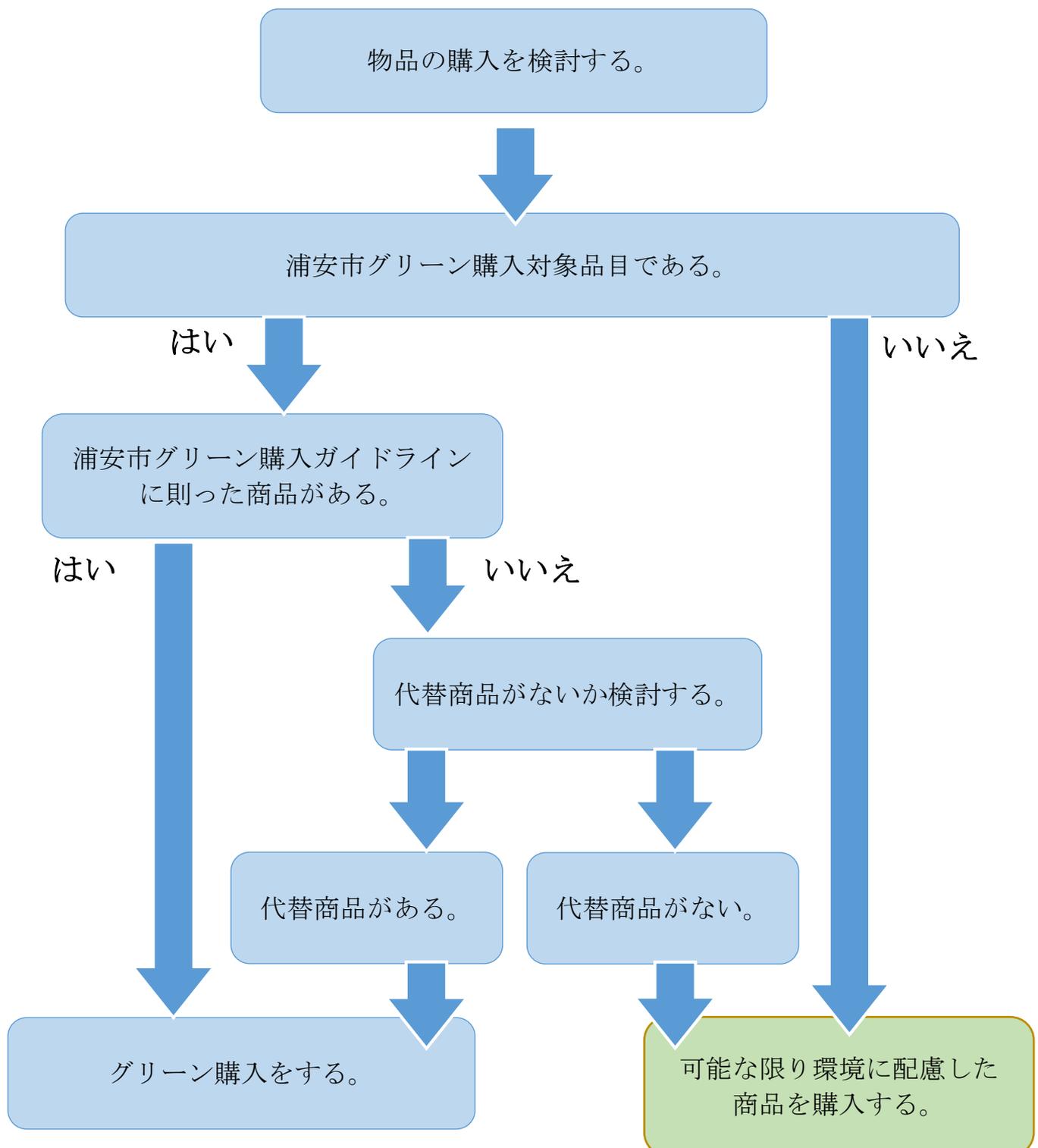
## グリーン購入推進ガイドライン

I	浦安市グリーン購入推進ガイドラインとは	3
II	グリーン購入手順	3
III	グリーン購入を推進する主な対象品目	4
IV	グリーン購入対象品目及び判断基準	5
A	紙類・印刷物	5
B	文具類	6
C	オフィス家具等	10
D	オフィス機器等	11
E	携帯電話等	12
F	家電製品・照明	12
G	エアコン・温水器等	13
H	自動車	13
I	被覆等	14
J	インテリア・寝装寝具	14
E	その他繊維製品	15
L	消火器・災害備蓄用品	15
L	ごみ袋	16
参 考		17

# I 浦安市グリーン購入推進ガイドラインとは

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、購入量を削減するとともに、品質や価格だけでなく、環境のことを考え、環境負荷のできるだけ少ない製品やサービス(環境物品等)を優先して購入することである。本ガイドラインは「浦安市役所グリーン購入調達方針」に基づき、環境物品等の購入における対象品目、判断基準、目標等を定めたものである。各部局で物品等を購入する際は、本ガイドラインの対象品目および判断基準等を必ず確認してから購入すること。

## II グリーン購入手順



### Ⅲ グリーン購入を推進する主な対象品目（グリーン購入対象品目）

○以下の品目を調達する場合、「Ⅳ グリーン購入対象品目及び判断基準」にある判断基準を満たした製品を購入します。

○主なグリーン購入対象品目

分野	品目	分野	品目
紙類・印刷物	コピー用紙	エアコン・温水器等	エアコン
	パンフレット・ポスター		冷暖房機 (ガスヒートポンプ式)
	広報紙		ストーブ
	封筒		電気給湯器 (ヒートポンプ式)
	トイレトペーパー		温水機器 (ガス・石油)
	ティッシュペーパー (ポケットティッシュ含む)		ガス調理機器
文具類・事務用品	文具・事務用品 (筆記具・ファイル類等)		自動車
オフィス家具類	いす	被服等	制服・作業服等
	机	インテリア・寝装 寝具	カーテン
	棚		ブラインド
	その他家具類		カーペット
オフィス機器等	コピー機		毛布
	複合機・プリンタ		ふとん
	カートリッジ (トナー・インク)	その他寝装寝具	
	電子計算機	集会用テント	
	シュレッダー	ブルーシート	
	電子式卓上計算機 (電卓)	旗	
	一次電池又は小形充電式電池 (乾電池)	のぼり	
携帯電話等	携帯電話	消火器・災害備蓄 用品	消火器・食料品等
	スマートフォン	ごみ袋等	ごみ袋
家電製品・照明	家電製品類		
	照明器具		
	ランプ		

## IV グリーン購入対象品目及び判断基準

○グリーン購入対象品目を調達する場合、以下の判断の基準を満たした製品を購入します。

○参考となる環境ラベル・表示

グリーン購入法の判断基準を満たす製品への表示は、統一的なものではなく、事業者が独自にデザインし、表示しています。また、グリーン購入法の基準と同一、あるいはグリーン購入法よりも高い基準を示す環境ラベル・表示もあります。また、「エコ商品ねっと」（製品の環境情報 web サイト）では、グリーン購入法適合製品やエコマーク取得製品の情報を検索することができます。「参考となる環境ラベル・表示」では、判断基準を満たす環境ラベルや表示を示していますので、カタログ等を参照する場合に参考になります。

「エコ商品ねっと」 <https://www.gpn.jp/econet/>

※エコマーク等の環境ラベルの取得や「エコ商品ねっと」への掲載は任意のため、表示や掲載がなくても、グリーン購入法の基準を満たす製品がある場合があります。

※品目の「※マーク」は国の特定調達方針になく、市独自で定めた品目です。

### A 紙類・印刷物

番号	品目	判断基準（いずれか）	参考となるラベル等	
	コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価値が 80 以上であること</li> <li>・エコマーク認定商品であること</li> </ul> ※古紙パルプ配合率は、最低でも 70%以上		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーム用紙</li> <li>・インクジェットカラープリンター用塗工紙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙パルプ配合率 70%以上であること</li> <li>・植物油インキを使用していること</li> </ul> ※古紙パルプ配合率は、最低でも 60%以上		
	パンフレット・ポスター ※			
	広報紙			※封筒のみ
	事務用封筒（紙製）	古紙パルプ配合率 40%以上であること		
	窓付き封筒（紙製）			
	トイレットペーパー	古紙パルプ配合率 100%であること		
	ティッシュペーパー （ポケットティッシュ含む）			

B 文具類

品目	判断基準	参考ラベル
シャープペンシル	<p>《以下のいずれかに該当すること》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコマーク認定商品</li> <li>・ グリーン購入法適合商品</li> <li>・ 「エコ商品ねっと」掲載商品</li> </ul> <p>《詰め替え商品について》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詰め替えタイプであることをもって環境配慮製品とする</li> </ul> <p>《補充インクについて》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補充できることをもって環境配慮製品とする</li> </ul> <p>《ボールペンの場合》</p> <p>以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記に加え、芯が交換できること</li> <li>・ エコマーク認定商品であること</li> <li>・ エコ商品ねっと掲載品であること</li> </ul>	  エコマーク  グリーンマーク  森林認証材・紙  「エコ商品ねっと」掲載商品  間伐材・紙
シャープペンシル替芯		
マーキングペン		
マーキングペン（交換カートリッジ）※		
ボールペン		
ボールペン替え芯※		
鉛筆		
鉛筆削（手動）		
絵筆		
印章セット		
印箱		
公印		
ゴム印（シャチハタ含む）		
回転ゴム印		
定規		
トレー		
消しゴム（砂消し含む）		
ステープラー（汎用型）		
ステープラー（汎用型以外）		
ステープラー針リムーバー		
事務用修正具（液状）		
事務用修正具（テープ）		
修正テープ詰替用※		
ペンスタンド		
クリップケース		
はさみ		

マグネット (玉)		
マグネット (バー)		
パンチ (手動)		
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)		
紙めくりクリーム		
OAクリーナー (液タイプ)		
レターケース		
マウスパッド		
丸刃式紙裁断機		
カッターナイフ		
カッターナイフ用替刃※		
カッティングマット		
デスクマット		
絵の具		
墨汁		
のり (液状) (補充用を含む。)		
のり (澱粉のり) (補充用を含む。)		
のり (固形)		
のり (固形・詰替用) ※		
のり (テープ)		
クラフトテープ		
両面粘着紙テープ		
粘着テープ (布粘着)		
セロテープ※		
テープカッター		
製本テープ		
ファイル (綴込表紙含む)		
ファイリング用品 (ペーパーパッチ含む)		
タックラベル		

インデックス		
アルバム		
カードケース		
パンチラベル		
付箋フィルム		
黒板拭き		
ホワイトボード用イ レーザー		
額縁		
缶・ボトルつぶし機 (手動)		
名札(机上用)		
名札(衣服取付型・首 下げ型)		
鍵かけ		
OAフィルター(枠あ り)		
スタンプ台		
スタンプ台補充イン キ※		
朱肉		
朱肉補充液※		
連射式クリップ(本 体)		
連射式クリップ(ガチ ャ玉)※		
ブックスタンド		
OAクリーナー(ウェ ットタイプ)		
メディアケース		
バインダー		
ごみ箱		
リサイクルボックス		
グラウンド用白線		
付箋紙		
けい紙		
起案用紙		
ノート		

	つづりひも		
	ゼムクリップ※		
	OHPフィルム	再生プラスチック配合率 30%以上又は植物を原料とするプラスチックの使用	
	チョーク	再生材料 10%以上	
	梱包用バンド	<p>《主要材料が下記のいずれかを満たすこと》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古紙パルプ配合率 100%</li> <li>・ ポストコンシューマ材料の再生プラスチックが 25%以上</li> </ul>	
	ダストブロワー	噴射剤にフロン類が使用されていないこと	

## C オフィス家具

	品 目	判 断 基 準	参考ラベル
	いす	≪以下のいずれかに該当すること≫ ・ エコマーク認定商品 ・ グリーン購入法適合商品 ・ JOIFA グリーンマーク商品 ・ 「エコ商品ねっと」掲載商品	   エコマーク   JOIFA グリーンマーク   「エコ商品ねっと」掲載商品
	机		
	棚		
	収納用什器（棚以外）		
	ローパーティション		
	コートハンガー		
	傘立て		
	掲示板		
	黒板		
	ホワイトボード		

## D オフィス機器等

品目	判断基準	参考ラベル
コピー機	国際エネルギースター適合機種であること	  <small>国際エネルギースタープログラム</small>  「エコ商品nett」掲載商品
拡張性のあるデジタルコピー機		
複合機		
プリンタ		
プリンタ複合機		
ファクシミリ		
スキャナ		
ディスプレイ		
プロジェクタ	エコマーク認定商品であること	 <small>E&amp;Q マーク (リサイクルトナーカートリッジ)</small>
トナーカートリッジ	使用済みカートリッジの回収システムがあること	
インクカートリッジ	エコマーク認定商品もしくは国際エネルギースター適合機種であること	 <small>E&amp;Q マーク (リサイクルトナーカートリッジ)</small>
電子計算機	エコマーク認定商品もしくは国際エネルギースター適合機種であること	
磁気ディスク装置	省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 100%以上であること	 <small>E&amp;Q マーク (リサイクルトナーカートリッジ)</small>
記録用メディア	再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上又は古紙パルプ配合率 70%以上であること (ケースに適用)	
シュレッダー	待機時消費電力 1.5W 以下であること	 <small>エコマーク</small>
デジタル印刷機	エコマーク認定商品であること	
掛時計	エコマーク認定商品であること	 <small>JIS マーク ※アルカリ・小型充電式電池のみ</small>
電子式卓上計算機 (電卓)	<<以下の両方を満たすこと>> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用電力の 50%以上が太陽電池から供給されるものであること</li> <li>再生プラスチック配合率 40%以上であること</li> </ul>	
一次電池又は小形充電式電池 (乾電池)	J I S マーク製品であること	

E 携帯電話等

品目	判断基準	参考ラベル
携帯電話	モバイル・リサイクル・ネットワークの基準を満たしていること	 モバイル・リサイクル・ネットワーク 携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を。
PHS		
スマートフォン		

F 家電製品・照明

品目	判断基準	参考ラベル																																					
電気冷蔵庫	統一省エネラベル「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆」のものであること	     エコマーク																																					
電気冷凍庫																																							
電気冷凍冷蔵庫																																							
テレビ	エネルギー消費効率基準達成率 100%以上であること	 エコマーク   明日のために、ノンフロン ノンフロンマーク ※冷蔵庫のみ																																					
電気便座																																							
電子レンジ	以下の基準を満たすこと。 固有エネルギー消費効率及び平均演色評価数 Ra の基準値	 「エコ商品ねっと」掲載商品																																					
LED照明器具																																							
LED照明器具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>光源色</th> <th>LED照明器具</th> <th>ダウンライト※1</th> <th>高天井器具※2</th> <th>投光器</th> <th>防犯灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋光色、 昼白色、白色</td> <td>120lm/W 以上</td> <td>95 lm/W 以上</td> <td>130 lm/W 以上</td> <td>105 lm/W 以上</td> <td>80 lm/W 以上</td> </tr> <tr> <td>温白色、 電球色</td> <td>85 lm/W 以上</td> <td>80 lm/W 以上</td> <td>85 lm/W 以上</td> <td>90 lm/W 以上</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>Ra</td> <td>80 以上</td> <td>70 以上</td> <td>70 以上</td> <td>70 以上</td> <td>70 以上</td> </tr> <tr> <td>モジュール 寿命</td> <td colspan="5">40,000 時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	光源色	LED照明器具	ダウンライト※1	高天井器具※2	投光器	防犯灯	屋光色、 昼白色、白色	120lm/W 以上	95 lm/W 以上	130 lm/W 以上	105 lm/W 以上	80 lm/W 以上	温白色、 電球色	85 lm/W 以上	80 lm/W 以上	85 lm/W 以上	90 lm/W 以上	対象外	Ra	80 以上	70 以上	70 以上	70 以上	70 以上	モジュール 寿命	40,000 時間以上					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暖房便座</td> <td>141kwh/年以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温水洗浄 便座</td> <td>貯湯 175kwh/年以下</td> </tr> <tr> <td>瞬間 97kwh/年以下</td> </tr> </tbody> </table> ※電気便座は上記を満たすこと	区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)	暖房便座	141kwh/年以下	温水洗浄 便座	貯湯 175kwh/年以下	瞬間 97kwh/年以下
光源色	LED照明器具	ダウンライト※1	高天井器具※2	投光器	防犯灯																																		
屋光色、 昼白色、白色	120lm/W 以上	95 lm/W 以上	130 lm/W 以上	105 lm/W 以上	80 lm/W 以上																																		
温白色、 電球色	85 lm/W 以上	80 lm/W 以上	85 lm/W 以上	90 lm/W 以上	対象外																																		
Ra	80 以上	70 以上	70 以上	70 以上	70 以上																																		
モジュール 寿命	40,000 時間以上																																						
区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)																																						
暖房便座	141kwh/年以下																																						
温水洗浄 便座	貯湯 175kwh/年以下																																						
	瞬間 97kwh/年以下																																						
ランプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコマーク認定商品商品であること（電球形 LED ランプ（A形））</li> <li>LED であること</li> </ul>																																						

## G エアコン・温水器等

品目	判断基準	参考ラベル
エアコン	統一省エネラベル「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」のものであること	   「エコ商品ねっと」掲載商品
冷暖房機(ガスヒートポンプ式)	期間成績係数が1.07以上であること	
電気給湯器(ヒートポンプ式)	期間成績係数が1.07以上であること	
ストーブ	エネルギー消費効率基準達成率100%以上であること	
ガス温水機器		
石油温水機器		
ガス調理機器		

## H 自動車

品目	判断基準	参考ラベル
乗用自動車 小型バス	<p>次のいずれかを満たすこと。</p> <p>《定員10人以下の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低排出ガス車認定制度にて、星数が「☆☆☆☆」以上であること</li> <li>平成32年度年燃費基準達成車であること</li> </ul> <p>《定員11人以上の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低排出ガス車認定制度にて、星数が「☆☆☆☆」以上であること</li> <li>平成27年度燃費基準達成車であること</li> </ul> <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車やハイブリッド自動車など次世代自動車であること</li> </ul>	  

## I 被服等

品目	判断基準	参考ラベル
制服	再生 PET 樹脂配合率が 25%以上であること	   エコユニフォームマーク
作業服		
帽子		
靴	再生 PET 樹脂配合率が甲材繊維重量比 25%以上であること	
作業手袋	再生 PET 樹脂配合率が 50%以上であること	

## J インテリア・寝装寝具

品目	判断基準	参考ラベル
カーテン	再生 PET 樹脂配合率が 25%以上であること	    フレームマーク 
ブラインド		
カーペット	未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が 25%以上であること	
織じゅうたん		
毛布	<ul style="list-style-type: none"> <li>再使用した詰物が 80%以上であること（ふとんのみに適用）</li> <li>再生 PET 樹脂配合率が 25%以上であること</li> </ul>	
ふとん		
ベッドフレーム	再生プラスチックがプラスチック重量比 10%以上であること	
マットレス	詰物の再生 PET 樹脂配合率が 25%以上であること	

## K その他繊維製品

品目	判断基準	参考ラベル
集会用テント	再生PET 樹脂配合率が25%以上であること	 エコマーク   PETボトル 再利用品 PETボトルリサイクル 推奨マーク
防球ネット		
旗		
のぼり		
幕		
ブルーシート	再生ポリエチレンが50%以上であること	

## L 消火器・災害備蓄用品

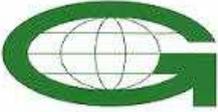
品目	判断基準	参考ラベル													
消火器	エコマーク認定商品であること	   エコマーク   「エコ商品ねっと」掲載商品													
ペットボトル飲料水	賞味期限が5年以上であること														
アルファ化米															
保存パン															
乾パン															
レトルト食品等															
栄養調整食品	賞味期限が3年以上であること														
フリーズドライ食品															
非常用携帯燃料	品質保証期限が5年以上であること														
携帯発電機	ガソリンエンジンを搭載する発電機は以下を満たすこと。 <table border="1" data-bbox="550 1691 1045 1915"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排気量の区分</th> <th colspan="2">排出ガス基準値 (g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>HC+NOx</th> <th>CO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66cc 未満</td> <td>50</td> <td rowspan="4">610</td> </tr> <tr> <td>66cc 以上 100cc 未満</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>100cc 以上 225cc 未満</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>225cc 以上</td> <td>12.1</td> </tr> </tbody> </table>		排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)		HC+NOx	CO	66cc 未満	50	610	66cc 以上 100cc 未満	40	100cc 以上 225cc 未満	16.1	225cc 以上
排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)														
	HC+NOx	CO													
66cc 未満	50	610													
66cc 以上 100cc 未満	40														
100cc 以上 225cc 未満	16.1														
225cc 以上	12.1														
非常用携帯電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気容量が100Wh以上であること</li> <li>保証期間または使用推奨期限が5年以上であること</li> </ul>														

M ごみ袋等

	品 目	判 断 基 準	参 考 ラ ベ ル
	ごみ袋	再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上であること	  エコマーク

# 参考

環境ラベル	内容
	<p>・<b>グリーン購入法適合商品</b>            グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する)第6条に定められた特定調達品目およびその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法は異なる。</p>
	<p>・<b>エコマーク</b>(公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局)            様々な商品(製品およびサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としている。</p>
	<p>・<b>「エコ商品ねっと」掲載商品</b>(グリーン購入ネットワーク)            グリーン購入ネットワーク(GPN)は、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するため、グリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行っている。「エコ商品ねっと」はGPN購入ガイドライン対応商品やグリーン購入法適合商品、多様な分野の製品やサービスの環境情報を掲載し、商品選択の際に比較可能な環境データを提供している。            (※同サイトの掲載商品はGPNが推奨するものではない)</p>
	<p>・<b>FSC 認証</b>(非営利団体森林管理協議会(FSC))            「FSC 森林認証制度」は世界的な森林の減少と劣化を防ぐために設立された国際的の制度。            適切な森林管理がされていると認証された森林から収穫された木材およびFSCの規格で認められた原料を使用した木材製品や紙製品にFSCラベルが付けられる。            FSC 認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>・<b>PEFC 森林認証</b>(非政府組織PEFC)            「PEFC 森林認証プログラム」は、欧米を中心として各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。PEFC 森林認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>・<b>間伐材マーク</b>(全国森林組合連合会 間伐材マーク事務局)            間伐材を用いた製品に表示されているマーク。            間伐材の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。</p>
	<p>・<b>グリーンマーク</b>(公益財団法人古紙再生促進センター)            古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマーク。            グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることですが、トイレトペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したもの。</p>

	<p><b>ベジタブルオイルインク</b>(印刷インキ工業連合会)          植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で、植物油インキとは、インキ中に含有する植物油、または植物油を原料としたエステルとの合計が、含有基準量以上のインキ。</p>
	<p>・<b>JOIFA グリーンマーク</b>(日本オフィス家具協会)          グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されているマーク。</p>
	<p>・<b>国際エネルギースタープログラム</b>(経済産業省)          パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。日本、米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。</p>
	<p>・<b>E&amp;Q マーク</b>(一般社団法人日本カートリッジリサイクル工業会)          一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会が定める環境管理基準と品質管理基準に適合しているリサイクルトナーカートリッジを識別するマーク。          回収システム、再生工程、再生カートリッジへの表示義務、廃棄物処理、トナー及び感光体の安全性、リユース及びマテリアルリサイクルの促進の 6 つの分野で基準を設定している。</p>
 <p>モバイル・リサイクル・ネットワーク  <small>携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を。</small></p>	<p><b>モバイルリサイクルネットワーク</b>          ・メーカー、ブランドに関係なく携帯電話、PHSの本体、充電器、電池を回収している店を表すマークです。</p>
	<p>・<b>JIS マーク</b>(日本産業標準調査会)          産業標準化法第 30 条第 1 項等に基づき、国に登録された機関(登録認証機関)から認証を受けた事業者(認証製造業者等)のみが、認証を受けたその包装等に表示することができるマーク。          表取引の単純化のほか、製品の互換性、確保及び公共調達等に大きく寄与している。</p>
	<p>・<b>統一省エネラベル</b>(経済産業省 資源エネルギー庁)          省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。☆の数が多いほど省エネ性能が高いことを示している。</p>
 <p>明日のために、ノンフロン。</p>	<p>・<b>ノンフロンマーク</b>          統一省エネラベルでは、ノンフロン冷蔵庫にこのマークを表示することを定めている。</p>

	<p>・平成27年度、平成32年度燃費基準達成ステッカー</p> <p>自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼付。</p>
	<p>・低排出ガス車認定</p> <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。</p>
	<p>・エコユニフォームマーク</p> <p>日本被覆工業組合連合会が制定したマーク。このマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するもの。</p>
	<p>・PET ボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>使用済み PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体である PET ボトル協議会が運営する制度。</p>

## 調達実績集計対象品目および対象部署

集計対象品目	部署
コピー用紙	財産管理課
封筒	
シャープペンシル	
マーキングペン	
マーキングペンのカートリッジ	
ボールペン	
定規	
消しゴム	
ステープラ（ホチキス）	
ステープラ針リムーバー（ホチキス針）	
事務用修正具（テープ）	
はさみ	
カッターナイフ	
のり（固形）	
のり（固形・詰替用）	
連射式クリップ本体（ガチャック）	
連射式クリップ用スペアクリップ（ガチャ玉）	
ゼムクリップ	
付箋	
インデックス	
セロテープ	
つづりひも	
ファイル	